

地域の公園等、公共の場所でのマナーについて



4月にも、皆さんに公園・コンビニエンスストア・駅周辺や路上など公共の場での迷惑行為・マナー違反について考えていただきました。

さて、市内各地や校区内でいろいろな「祭り」がはじまり、楽しいことが多くなりますが、反面、いろいろな問題行動にあうこともあります。周りの人の事をしっかりと考え、正しい行動をとれば楽しいのですが、大勢の人が集まるといつもの正しい判断ができなくなる人や場面があり、問題行動になったり、マナー違反になったりします。公共のマナーは多くの中学生が身につけているとは思いますが、再度、自分の行動を確認しましょう。地域の方々は、マナーを守り・気配りができる中学生・あなたたちを認めてくれるでしょう。

<公園や児童遊園地、祭りの場所>

- ・自転車で行った場合は、出入り口や通路に置かず、駐輪場やじゃまにならないところに、施錠し整頓して並べる。
 - ・ゴミは持ち帰る。公共の場などに絶対に捨てない。
 - ・たばこや花火等は厳禁。
 - ・遊具やベンチなどは大切に使いましょう。器物破損などは絶対にしない。
 - ・祭りの場所・公園など公共の場では、周りにも気を遣い適当な声の大きさと話しましょう。大声で叫んだり、大音量の音楽を流したりはしない。
- ※ 地域の方は、皆さんに悪いことをしてほしくないで、注意をしてくれます。もしくは学校に連絡してくれます。



<駅周辺・コンビニエンスストア>

- ・自転車は公園などと同じく、施錠し整頓して並べる。
 - ・駅構内や駅周辺は多くの人利用するみんなの場所です。周りにも気を遣い適当な声の大きさと話しましょう。大声で叫んだり、大音量の音楽を流したりは絶対にしない。
 - ・店内では、必要なものを買ってすぐに出る。
 - ・駅周辺や店内、店の前・駐車場で座って話し込んだりしない。ゴミは持ち帰る。
- ※ コンビニエンスストア等はお客さんに商品を売って商売をしています。汚い店にお客さんはあまり来店しません。また、たまり場になっているような店は、入りづらいでしょう。
- ※ 駅周辺や店内外でたむろし、ゴミなど落とすことは、

「営業妨害」で警察に通報されたり、被害届を出されたりすることもあります。

<路上>

- ・自転車の二人乗りや並列、無灯火または右側通行は道路交通法違反です。
 - ・自分たちだけが、使っている道路ではないので、周りに気を配り迷惑にならないようにする。
- ※ 特に友だちと話に夢中になり、注意されても素早く道を譲らなったり、注意されたことに腹を立て反抗し、言い返したりするなど、迷惑行為をしておきながら素直に認められない人・行為を改めることができない人がいます。自分たちへの信頼を無くす行為はやめましょう。
- ～譲り合う心と、迷惑をかけないという、周りに心配りすることが必要です。～
- ※ 道路や駐車場などで遊ぶこと（ボール遊びなど）も迷惑になります。

